が平成20年2月及び平成21年4月に同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動、水質汚濁等について環境に関する調査を実施した結果、工事の実施に伴う騒音及び水質汚濁の評価項目について一部環境基準等を超える値が見られるものの、騒音については仮設遮音壁の設置等により、水質汚濁については汚濁防止膜の設置により、それぞれ環境基準等を満足するものとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサの飛翔が確認されているが、営巣は確認されておらず、生息環境の大部分は現状のまま維持されることなどから、影響は軽微であるとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているサツマアオイ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナギラン等が確認されているが、生育環境の大部分は現状のまま維持されることなどから、影響は軽微であるとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成13年3月23日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生し、交通事故も多発していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、鹿児島市等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　鹿児島県鹿児島市役所

国会事項

衆議院

報告書受領

三月二十三日人事院総裁江利川毅から次の報告書を受領した。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第三項の規定に基づく平成二十二年官民人事交流に関する年次報告

参議院

議案付託

三月二十三日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六号）　総務委員会に付託

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）　農林水産委員会に付託

質問主意書転送

三月二十三日次の質問主意書を内閣に転送した。

日米経済調和対話に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一一〇号）

専業主婦等に係る年金救済制度に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一一一号）

報告書受領

三月二十三日人事院総裁から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第三項の規定に基づく平成二十二年官民人事交流に関する年次報告を受領した。

人事異動

内閣

皆川　一夫　峯村　保雄　鹿取　克章
中野　直継　國方　俊男　小菅　淳一
福川　正浩　大江　博

特命全権大使に任命する（各通）
特命全権大使　野川　保晶
同　片上　慶一

願に依り本官を免ずる（各通）（以上三月二十二日）

外務省

外務事務官（外務省研修所長）に採用する　野川　保晶
外務事務官（大臣官房審議官）に採用する　片上　慶一
外務事務官（大臣官房審議官）に採用する
経済局に併任する
大臣官房審議官として経済局の事務に従事する期間大使の名称を与える（経済外交担当）
（ヒルサルバドル国駐箚）特命全権大使　加來　至誠
ホンジュラス国駐箚を命ずる
（ロシア国兼アルメニア国トルクメニスタン国ベラルーシ国駐箚）同　河野　雅治
イタリア国駐箚を命ずる
（ヨルダン国駐箚）同　塩口　哲朗
ベネズエラ国駐箚を命ずる
（インドネシア国駐箚）同　塩尻孝二郎
欧米連合日本政府代表部在勤を命ずる
（待命（国際貿易・経済担当））
同　中村　滋
マレーシア国駐箚を命ずる
（アイルランド国駐箚）同　卜部　敏直
フィリピン国駐箚を命ずる
（チェコ国駐箚）同　原田　親仁
ロシア国駐箚を命ずる
（ペルー国駐箚）同　目賀田周一郎
メキシコ国駐箚を命ずる
（パキスタン国駐箚）同　渥美　千尋
アイルランド国駐箚を命ずる
特命全権大使　皆川　一夫
ウガンダ国駐箚を命ずる
同　峯村　保雄
エルサルバドル国駐箚を命ずる
同　鹿取　克章
インドネシア国駐箚を命ずる
同　中野　直継
ギニア国駐箚を命ずる
同　國方　俊男
チェコ国駐箚を命ずる
同　小菅　淳一
ヨルダン国駐箚を命ずる
同　福川　正浩
ペルー国駐箚を命ずる
同　大江　博
パキスタン国駐箚を命ずる（以上三月二十二日）

長野県

新旧

副知事　高田やゆり（三月十一日）

岐阜県

○公安委員公委員任命

小川信也委員は、二月二十三日任期満了し、同月二十四日次の者が任命された。

公安委員会委員　石井　成一

広島県

○労働委員会委員任命

秋田智佳子委員は、二月二十八日任期満了し、三月一日次の者が任命された。

労働委員会委員　井戸　陽子

○労働委員会委員再任

緒方桂子委員、河野隆委員、辻秀典委員、二國則昭委員、池田久美子委員、石井一清委員、伊丹幸男委員、沖田肇委員、堀谷俊志委員、塩満和彦委員、鷹尾伏彪委員、田中登志子委員、中野博之委員及び早川雅則委員は、三月一日再任された。